



大阪経済記者クラブ会員各位

「事業再生・経営力アップ連携支援アクション」について

【お問合先】大阪商工会議所
中小企業振興部 事業承継・再生支援担当（上谷）
TEL：06-6944-6474

大阪商工会議所は、コロナ禍のもと、資金繰りに窮する中小企業に対し、大阪府中小企業再生支援協議会が窓口となる「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」制度（以下、「特例リスク」と略）の積極的な利用を促して、資金繰り支援を行う。

また、特例リスク支援完了後も、金融機関との連携を強化し、事業の存続・雇用確保・経営力向上に向けた継続的な事業再生支援を行う。

【事業再生・経営力アップ連携支援アクション概要】 ※添付資料1ご参照

1. 段階的な再生・経営力アップ支援

第1段階：周知強化による事業者直接相談の増加

- ・既存の借入金返済に窮する中小企業に対し、府下商工会議所や本所支部を通じて「特例リスク」制度の周知を図り、潜在ニーズの掘り起こしを行う。



第2段階：特例リスクを通じた迅速な資金繰り支援

- ・当制度の要件を満たす場合、常駐専門家の支援のもと1年間の資金繰り計画を策定し、金融機関の同意を得る。最大1年間の元金の返済猶予開始。



第3段階：金融機関との連携による継続的な再生支援

- ・「特例リスク」支援完了後、企業の状況により、金融機関との密接な連携を図りながら、従来から再生支援協議会が行っている「暫定リスクスケジュール」「リスクスケジュール」等の手法により本格的な再生支援を図る。

2. 金融機関とのリレーション強化

○協議会事業の一層の周知によるニーズの把握

- ・金融機関における企業再生担当部署へのプロモーションやアンケート調査等を行い、事業再生ニーズ発掘の協力を依頼。

○事業再生への理解促進・人材育成支援

- ・常駐専門家が金融機関に出向き、再生支援協議会事業等に関する勉強会（研修会）や支店単位での説明会を開催し、事業再生への理解度の深い人材育成を支援。



たんと繁盛

○案件ベースでの連携強化

- ・金融機関が再生を図りたい案件について、常駐専門家と金融機関担当者との集中相談会を開催し、課題の洗い出しや今後の対応方針・進め方などを協議。

これら総合的な取組みにより、段階的・継続的な再生支援を行い、中小企業・小規模事業者の事業の存続・雇用確保・経営力向上を図る。

【支援見込件数】

- 令和3年度において、新たな「特例リスク」支援完了企業数…70～80社
 - 「特例リスク」支援完了企業を含め、令和3年度に事業再生支援完了企業数…120～130社
- 以上

<添付資料>

- 資料1：事業再生・経営力アップ連携支援アクション（A3カラー図）
- 資料2：大阪府中小企業再生支援協議会・特例リスクについて

事業再生・経営力アップ連携支援アクション

事業の存続・雇用確保・経営力の向上

<アクションのポイント>

- ①特例リスクをきっかけとした、より広範な事業者への支援
- ②金融機関との連携強化による継続的かつスピーディーな事業再生支援

<金融機関とのリレーション強化>

案件ベースでの連携強化

- ・金融機関に出向いて案件集中相談会を開催し、密度の濃い案件相談の実施
- ・事前相談段階からの個別の案件対応
- ・難易度の高い進行中案件への支援など

事業再生への理解促進・人材育成支援

- ・金融機関の本部向け勉強会（研修会）、支店での説明会を通じ、事業再生がわかる（対応できる）人材の育成支援
- ・地域金融機関トップへのプロモーションによる、事業再生の取組みに対する重要性の理解促進

協議会事業の一層の周知によるニーズの把握

- ・本部担当部署へのプロモーションによる一層の周知・協力依頼
- ・接点の少なかった金融機関（政府系含む）に連携を働きかけ、ニーズ発掘への協力依頼
- ・大阪府下の地域金融機関向けアンケートの実施

第3段階 金融機関との連携による継続的な再生支援



リスクスケジュール

- ・5年間の事業計画（経営改善計画）を前提としたリスクスケジュール。財務面・事業面の双方から中期的な再生計画を立案する。

暫定リスクスケジュール

- ・3年を期限とした暫定的なリスクスケジュール。その間に企業は収益改善を図り、その後改めて抜本的な再生計画策定を目指す。

その他

- ・DDS
- ・DES
- ・債権放棄
- ・第二会社方式

※金融機関にとっては痛みを伴う支援のため、非常にハードルが高い。

支援見込：120～130社

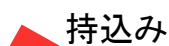
（特例リスク支援完了後の企業も含め、令和3年度に事業再生支援が完了した企業数）

連携

<他の支援機関との連携>

- 大阪府経営改善支援センター
- 大阪府事業引継ぎ支援センター
- 事業再生お助けねっと
- 各種専門家（士業） 他

第2段階 特例リスクを通じた迅速な資金繰り支援



特例リスク・支援完了

- ・全金融機関の同意を得て計画成立、支援完了
- ・最大1年間の元金返済が猶予
- ・1ヶ月ごとに資金繰り状況をモニタリング

特例リスク・正式支援

- ・所定の手続きを経て、正式支援開始
- ・今後1年間の資金繰り計画策定を支援する

特例リスク・窓口相談

- ・企業の現況、特にコロナによる影響を把握
- ・今後の資金繰りを確認、アドバイス実施

支援見込：70～80社

（令和3年度に新たに特例リスク支援が完了した企業数）

紹介

第1段階 周知強化による事業者直接相談の促進

中小企業 小規模事業者

- ・資金繰り悪化、借入返済が困難
- ・借入過多に陥っている
- ・金融機関との自力調整が難しい

働きかけ
あと押し

- ・府下の商工会議所への周知、協力要請
- ・支部、経営相談室からの潜在ニーズ発掘
- ・大商HP、機関紙を通じた広報

◇「特例リスク」とは、簡易な手続きで、金融機関借入について最大1年間返済猶予が受けられる、国が定めた特例支援。

◇本アクションは、国の委託事業「大阪府中小企業再生支援協議会」を活用して実施する。（実施期間は令和3年度）

大阪府中小企業再生支援協議会・特例リスクについて

1. 大阪府中小企業再生支援協議会

- 国（中小企業庁）の委託事業。中小企業の事業再生を支援するため、各都道府県ごとに1ヵ所ずつ設置されており、当協議会は平成15年2月に設置。
- 政府系金融機関や信用保証協会など12機関の代表が委員を務め、会長は本会議所の立野副会頭。相談対応などの実務を行う常駐専門家（金融機関OB、中小企業診断士など）は統括責任者1名、統括責任者補佐10名の計11名。（※1）
- 当協議会は大阪府内の中小企業を対象として、公正・中立な立場で再生に関する窓口相談（一次対応）や再生計画の策定支援（二次対応）、および計画策定完了後の定期的なフォローアップを実施。秘密厳守。
- 費用は原則無料（公認会計士など外部専門家が関与する場合は、一部企業負担）
- 主な再生の手法は、金融機関からの借入返済を一定期間緩和する「リスクジュール」「暫定リスクジュール」（※2）のほか、抜本再生と呼ばれる債権放棄などがある。
- 令和元年度は窓口相談116社、支援開始65社、支援完了61社。令和2年度は、2月末時点で、窓口相談70社、支援開始29社、支援完了27社。（※3）
- 全国の中でトップクラスの実績を挙げており、令和2年度まで5年連続で最も高いA評価を受けている（5年連続A評価は、全国の中で大阪のみ）。

（※1）統括責任者補佐10名のうち1名は弁護士で、近畿管内全体を所管して活動。

（※2）3年を期限とした暫定的な返済条件の緩和。その間に企業は収益改善を図り、3年後に改めて抜本的な再生計画策定を目指す。

（※3）年度またぎの継続案件があるため、支援完了は必ずしも支援開始の内数にならない。

2. 特例リスク

- 新型コロナの影響を受けて業況が厳しい中小企業の資金繰りを支えるため、簡易・迅速な手続きで、金融機関の借入金の返済猶予が受けられる、国が新たに定めた特例支援制度。正式名称は「新型コロナウイルス感染症特例リスクジュール」。
- 具体的には、事業計画書等の作成なしで最大1年間、借入金の返済猶予を受けることができる。メインバンクなど金融機関との事前調整なしで、事業者自身の判断で直接申し込みをすることができる。（※4）
- 常駐専門家が特例リスクジュール計画（今後1年間の資金繰り計画）の策定支援を行い、金融機関との折衝・合意形成が短期間で成立できるようサポートする。
- 令和2年4月から開始し、令和3年2月末時点で「特例リスク」支援開始137社、支援完了116社。

（※4）従来からの再生相談では、金融機関からの持込で、あるいは企業が事前に金融機関と話しただで再生支援協議会に相談に訪れ、支援開始に至るケースが多い。

以上